



～日ごろの対策・訓練で大地震に備える～ 市総合防災訓練を開催します

いつ起きてもおかしくないと言われている南海トラフ地震等の大規模地震災害。これらに備えるためには日ごろからの対策、訓練がとても大切です。

本年も市を始め防災関係機関を対象に、災害対応力及び防災意識の向上を目的とした訓練を行います。この訓練は、市民の方にも参加していただけます。

炊き出し訓練によるカレーライス等の試食もありますので、ぜひご参加ください。

※当日は、手話通訳者も参加します。



と き 9月5日(土) 午前8時30分～11時30分
と ころ みずとびあ庄内(庄内川水防センター)及び庄内川河川敷
訓練内容 ○避難訓練 ○炊き出し訓練 ○トリアージ・応急救護訓練
○ヘリコプターによる人命救助訓練 など



ヘリコプターによる人命救助訓練では、地上付近までヘリコプターが降下します。当日は、風や音の影響が出るとは思いますが、ご理解とご協力をお願いします。

◎予知対応訓練

当日は、午前8時15分に予告放送を、午前8時30分に防災行政無線によるサイレンの吹鳴及び広報訓練などを行います。あらかじめご了承ください。



～各家庭でサイレンが聞こえたら～

身の安全の確保、家族の安否確認、火の始末及び正しい情報の入手に努める訓練を行ってください。

※前日の訓練準備及び当日の訓練、片づけでは、車両等の出入りが多くあり危険です。そのため**9月4日(金)・5日(土)はみずとびあ庄内敷地内道路の一部を終日通行止め**とします。ご理解とご協力をお願いします。

■問合せ 防災行政課(本庁舎)

国勢調査にご協力ください

国勢調査
2015

平成27年国勢調査(10月1日現在)を実施します。国勢調査は、人口・世帯の構造を明らかにする調査です。すべての世帯の皆様が調査対象です。

9月上旬から10月にかけて調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確にご記入ください。

調査員は身分証明書(調査員証)を携帯しています。万が一、不審に思われるような場合は、企画政策課(本庁舎)までご連絡ください。

■問合せ 企画政策課(本庁舎)

パソコン・スマートフォン・タブレットでの回答も可能だよ!





第14回 新川やると祭 参加者募集!!

と き 10月3日(土)
ところ 県道助七西田中線
(東須ヶ口交差点から
東外町交差点までの間)



【募集内容】

●「やると祭総おどり」

まつりのテーマ曲「やると祭」にあわせ、会場から溢れる熱気の中踊ってみませんか。

今年も仮装大賞の他、様々な賞を設けておりますので、ぜひ入賞を目指して頑張ってください。

と き 10月3日(土) 午後6時から

●「やるとステージ」

市内で活動するグループの方、音楽やダンスなどをステージで披露してみませんか。

と き 10月3日(土)
午後1時～4時の間

持ち時間 15分以内(入退場含む。)

※応募者多数の場合には、新川やると祭委員会出演者の調整をさせていただきます。

※出演時間については、9月上旬に行われる説明会で抽選により決定します。

【申込方法】

8月3日(月)から産業課(本庁舎)窓口にて申込を受付けます。

申込場所 新川やると祭委員会事務局(産業課[本庁舎]内)

申込締切 8月14日(金) 午後5時まで

■申込・問合せ

新川やると祭委員会事務局



清洲城インフォメーション

●清洲城信長まつり時代行列
「信長公・濃姫」募集



清洲城信長まつり時代行列の主役で、馬に乗って演じていただく「信長公」と「濃姫」役を募集します。市内にお住まい又はお勤めの16歳以上の方で男女不問です。詳しくは、市観光協会ホームページをご覧ください。

応募方法 専用応募用紙(市観光協会ホームページに掲載)にて市観光協会へ提出ください。

●8月10日は清洲城・

清洲ふるさとのやかた特別営業
清洲城は、毎週月曜日休ですが、8月10日(月)は、休まず営業します。どうぞお越しください。

●夜間照明LED化について

清洲城を照らす投光器のLED化を行いました。LEDの光で照らされる夜の清洲城を一度ご覧ください。

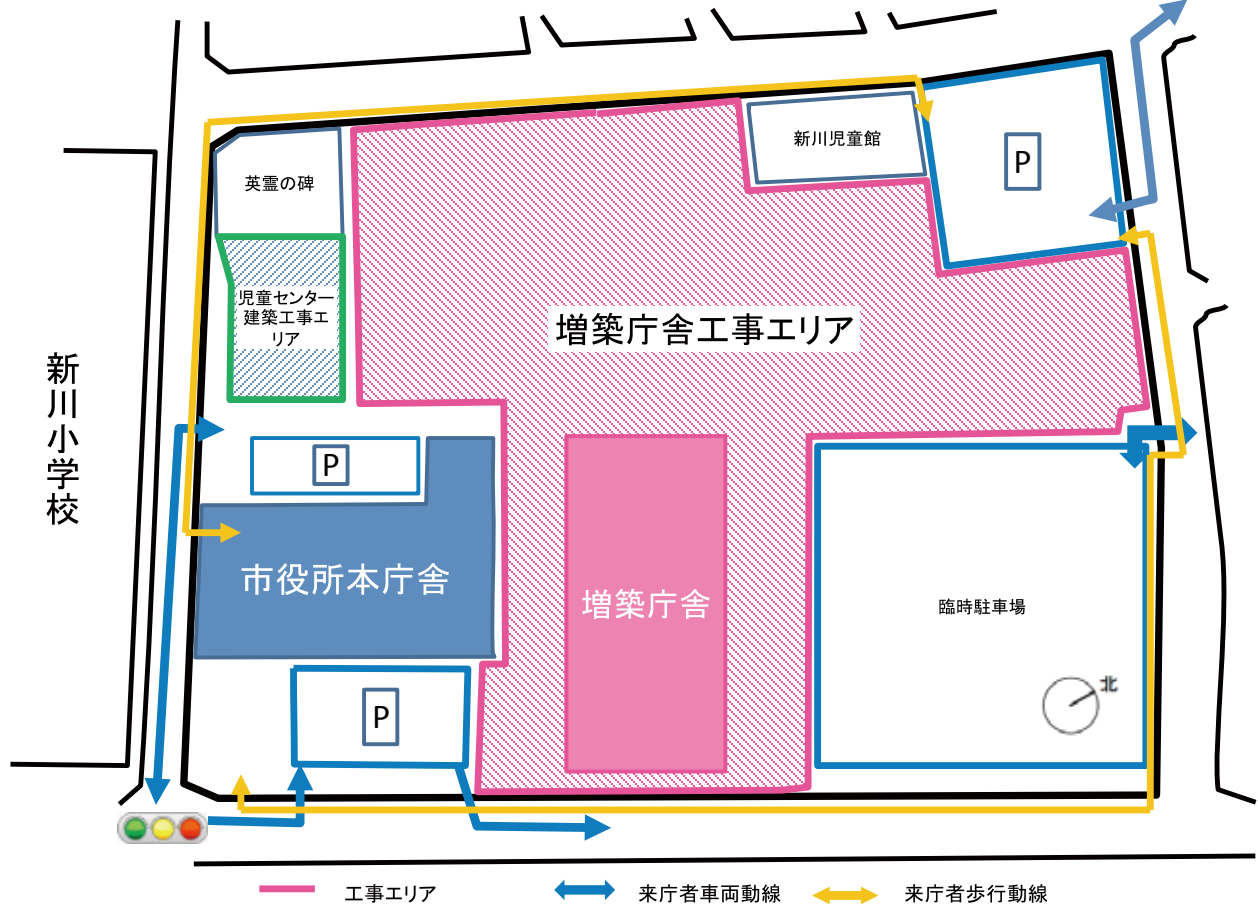
問合せ 産業課(本庁舎)

市役所本庁舎増築・改修工事等に伴う駐車場の 変更のお知らせ

■問合せ 財政課(本庁舎)

工事に伴い来庁者駐車場は、案内図のようになります。
ご来庁の皆様には、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

工事期間中の本庁舎駐車場 平成27年8月10日(月)頃～平成28年12月中旬(天候等により、変更の場合あり。)



行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション

市立図書館 歴史資料展示室からのお知らせ 企画展「昔あった造り酒屋と売り酒屋 —明治・大正・昭和初期を中心に—」



らんびき
蘭引

と き
と ころ
開館時間
休 室 日
観 覧 料
問 合 せ

愛知では、古くから自然の恵みを最大限生かした酒造りが行われてきました。

清須市域での酒造りは、明治時代に入り盛んになりました。明治・大正・昭和初期にかけて、米と水を原料に麴(こうじ)かびと酵母の二種類の微生物を巧みに使い分けて醸成される日本酒造りに取り組んだ造り酒屋の営みと、地産地消の地酒の販売に努めた売り酒屋の足跡について、清須市が所蔵している古文書や民具資料を中心に展示しました。

8月8日(土)～10月25日(日)
市立図書館1階 歴史資料展示室
午前10時～午後7時
月曜日(図書館休館日に準ずる。)

無料
生涯学習課(清洲市民センター) ☎052-409-6471

とっくり
徳利



だいいくちょう
大福帳



平和への取り組み ～戦争の悲惨さ・平和の尊さを伝えよう～

平和祈念式

過去の戦争によって亡くなられた方々を追悼するとともに未来の平和を願い、清須市平和祈念式を開催いたします。

と き 8月27日(木) 午前10時開始
(午前11時30分終了予定)

ところ 新川地域文化広場(カルチバ新川) 文化ホール



記帳所の設置

過去の戦争によって亡くなられた方々を追悼し、平和で安心して暮らせる社会の実現を願い、次のとおり記帳所を開設いたします。

と き 8月1日(土)～31日(月)

ところ ●本庁舎 1階ロビー ●西枇杷島庁舎 1階ロビー
●清洲庁舎 1階ロビー ●市立図書館 1階ギャラリー

※施設によって、開庁(館)日・時間が異なります。

■問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)

平和を願う折り鶴・習字作品展、ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間展



平和月間に併わせ、市内の小・中学校に通う児童及び生徒が“平和を願う折り鶴”を作りました。

また、小学6年生児童が平和をテーマに書いた優秀習字作品と平和啓発ポスターの展示を行います。

と き 8月1日(土)～30日(日)

ところ 市立図書館



小学校児童平和推進派遣研修

市内小学校児童の代表者24名が、8月6日(木)の広島市の平和記念式典に参列し、核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さを知り、命の大切さと平和の尊さを学びます。

また、折り鶴の一部を持参し、平和記念公園の「原爆の子の像」に捧げます。

原爆投下時刻には黙とうを

今からさかのぼること70年、世界ではじめて原子爆弾が広島に投下されました。8月6日午前8時15分(広島)と8月9日午前11時2分(長崎)には、原爆死没者のめい福と世界恒久平和の実現を祈り、1分間の黙とうを捧げましょう。

■問合せ 生涯学習課(清洲市民センター) ☎052-409-6471

清洲総合福祉センター 臨時休館日のお知らせ

清洲総合福祉センターを快適にご利用いただくため、設備点検・施設内清掃を行いますので、次の期間は臨時休館します。ご理解とご協力をお願いします。



休館期間 8月13日(木)～17日(月)
※17日(月)は定休日

■問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)

日本赤十字社社資募集に ご協力いただき ありがとうございました

社資合計 6,184,087円

皆様からお寄せいただいた社資は、東海・東南海地震を想定した救護訓練や愛知県内における救護資機材の整備をはじめとした事業に活用する予定です。

今後とも赤十字の活動にご理解とご支援をよろしく申し上げます。

■問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)





後期高齢者医療のお知らせ

75歳(一定の障がいのある方は65歳以上)の方が、医者にかかるときは、後期高齢者医療被保険者証を窓口に出します。被保険者証には、「1割」又は「3割」の自己負担割合が記載されています。
自己負担割合について

●後期高齢者医療を受ける方のうち、1人でも一定の所得(市民税の課税所得が145万円)以上の方が同一世帯にいる方
現役並み所得者 3割

- ★ただし、次のいずれかに該当する場合には、申請されると負担割合が1割に変更されます。
- ①被保険者が1人の世帯
被保険者の収入額が383万円未満のとき
- ②被保険者が1人で、その被保険者の収入額が383万円以上で、かつ同じ世帯に後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している70～74歳の方がいる世帯
被保険者と70～74歳の方の収入額の合計が520万円未満のとき
- ③被保険者が2人以上いる世帯
被保険者の収入額の合計が520万円未満のとき
- ④昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいて、かつ被保険者全員の旧ただし書所得(総所得金額から33万円を控除した金額)の合計額が210万円以下である世帯

窓口負担が高額になったときは?

負担割合	所得区分	自己負担限度額(月)		
		外来のみ(個人ごと)	入院(+外来)(世帯ごと)	入院したときの食事代
3割	現役並み所得者(課税所得145万円以上等)	44,400円	80,100円 <small>+医療費が267,000円を超えたときは、その超えた分の1%を加算(4回目以降は44,400円)</small>	1食260円
	一般	12,000円	44,400円	1食260円
1割	住民税非課税世帯の方	低所得Ⅱ	8,000円	90日までの入院 1食210円 過去12か月で90日を超える入院 1食160円
		低所得Ⅰ		1食100円
			15,000円	

●現役並み所得者の方、低所得Ⅰ・Ⅱのいずれにもあてはまらない方
一般 1割

●同一世帯の世帯主及び世帯員全員が住民税非課税の方
低所得Ⅱ 1割

●同一世帯の世帯主及び世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方
低所得Ⅰ 1割

税だより

個人事業税第1期分の納税をお忘れなく

個人事業税は、個人で事業を営む方の所得にかかる税金です。

第1期分の納期限は8月31日(月)です。8月中旬に県から納税通知書をお送りしますので、最寄りの金融機関、コンビニエンスストア又は県税事務所で納付してください。

Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキング又はATMを利用して納付することもできますので、ぜひご利用ください。ただし、領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口で納付書により納付してください。詳しくは、県総務部税務課ホームページをご覧ください。

口座振替をご利用ください

納税には、便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は預(貯)金口座にご使用の印章及び預金通帳をお持ちのうえ、取引をされている金融機関の窓口で手続きをしてください。(ただし、お申出の時期によっては、第2期分からの取扱いとなる場合があります。)

問合せ 愛知県名古屋北部県税事務所
県民税・事業税第二グループ
☎052-531-6304(ダイヤルイン)
県総務部税務課ホームページ
<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>



1か月の医療費が自己負担限度額を超えたときは、超えた分があるから支給されます。
※該当した場合は、広域連合からお知らせ及び振込があります。(数か月かかります。)
※これまで「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、新たな「限度額適用・標準負担額減額認定証」を郵送しておりますのでご確認ください。
問合せ 保険年金課(本庁舎)

寄付をいただきました

○うつけの会 10万円
新川小学校、西枇杷島小学校の図書購入のために有効に使わせていただきます。ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。

○公益財団法人

煎茶道方円流愛知支部 10万円
社会福祉事業のために、有効に使わせていただきます。ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。



人権擁護委員の交代

■問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしています。この度、委員の交代がありましたのでお知らせします。(敬称略)

新任委員(7月 1日就任) 野村 昌敏(西枇杷島町日の出)
退任委員(1月31日退任) 佐藤 元紀(西枇杷島町南二ツ杵)

マイナンバー(社会保障・税番号制度)が始まります②

☆覚えておきたい4つのこと☆

2つめ

マイナンバーは10月以降
簡易書留で届きます

→簡易書留の中身を確認しましょう!

以下の3つ、入っていますか?

大切な書類です。まちがって捨てないでね!

- ☑ マイナンバーの「通知カード」
- ☑ 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- ☑ マイナンバーについての説明書類

■問合せ 市民課(本庁舎)

税の公平性と延滞金

■問合せ 収納課(本庁舎)

税の公平性

市税は、市の様々な事業を行うための費用を所得や資産の状況に応じて、皆様に公平に負担していただいているものです。

市税には、それぞれ納期限が定められており、その納期限内に納付することになっています。**納期限を過ぎますと延滞金を納めていただくこと**になります。

収納課収納担当では、納期限内に納付された方と納期限内に納付がなかった方との不公平をなくし、税負担の公平性を実現するため、適切な滞納整理を行っています。

延滞金の計算方法

納期限内に税金の納付がなかった場合、納期限内に納税した方との公平性を図るため、納期限の翌日から完納をした日までの期間の日数・延滞金の割合に応じて計算されます。

平成26年1月1日以降は「年14.6%」と「特例基準割合(※)+7.3%」の低い方の割合で計算され、平成27年は年利9.1%で計算されます。

ただし、納期限の翌日から1か月を経過するまでの日は、「年7.3%」と「特例基準割合(※)+1.0%」の低い方の割合となり、平成27年は年利2.8%で計算されます。



※特例基準割合とは…

財務大臣が、前年の12月15日までに告示する割合(国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の前々年の10月から前年9月までの各月における年平均)に1%を加算した割合です。

- 税金を納期限までに納税できない場合は、そのまま放置しておかず、早めに収納課(本庁舎)へご相談ください。
- 税金は、最寄りの金融機関、コンビニエンスストア又は市役所で納めることができます。
- 納税・納付には、納め忘れが無い便利な口座振替をご利用ください。



ごみの不法投棄はやめましょう!

ごみをみだりに捨てたり、指定された場所や日時に出さないと不法投棄となり法律により罰せられます。

ごみの不法投棄は、街や自然の景観を悪くするばかりでなく、環境破壊にもつながり、周辺住民にも多大な迷惑をかけることにもなるので絶対にしないでください。



暴風警報発令の場合は『ごみ回収』は全て中止です

台風が接近すると「暴風警報」が発令される場合がありますが、この暴風警報が午前7時の時点で発令されている場合は、当日のごみ回収は全て中止となります。



通常、可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチックごみは、指定日の午前8時までに出していただいておりますが、これらのごみ回収は全て中止となります。

なお、資源回収は、前日に回収容器の準備をする地区がありますので、台風の接近状況により中止の判断を前日に行います。中止になった場合の予備日はありませんので、最寄りの資源ステーションをご利用ください。

資源物の持ち去りは禁止されています

- 地区指定集積所に出された資源物の所有権は、市にあります。
- 市及び市から許可を受けた者以外による資源物の収集運搬は禁止されています。
- 上記の違反者に対し、市は持ち去りをしないように命令することができます。

《持ち去り行為を見かけたら》

資源物を持ち去っている者を見かけた場合は、日時、場所、資源物の種類、車のナンバー等わかる範囲で結構ですので、生活環境課(本庁舎)までご連絡ください。

《地区指定集積所の利用者の皆様へ》

資源集積所を利用される皆様は、集積所への持ち込み時間を順守し、現場管理をしていただくなど持ち去り防止対策にご協力をお願いします。

川や海をきれいにしましょう

河川や海の汚れの原因は、工場などからの排水だけではなく、飲食店舗や家庭からの排水(生活排水)が水質汚濁や臭いの原因となっています。

川や海を汚さないためにわたしたちができることはたくさんあります!

排水対策

- ・食事は食べる分だけ作り、残さないようにする。やむを得ず残したものは排水口に流さず、水きり等をしてごみとして出す。
- ・食器やフライパン、鍋などの汚れはふき取り、へらでかき取るなどしてから洗う。
- ・油はできる限り使い切る。やむを得ず残った場合は、凝固剤を使ったり牛乳パックに新聞紙を入れて吸着させたりして、燃えるごみとして出す。
- ・石けんや洗剤、シャンプーなどは適量を使う。たくさん使っても洗浄力は変わりません。

浄化槽の管理

- ・浄化槽は保守点検や清掃を適正に行い、法律で定められた水質検査を受ける。
※保守点検は槽の大きさにより3~4か月に1回、清掃は年1回以上、水質検査(法定検査)は年1回の実施が定められています。

ろ過装置の管理

- ・ろ過装置は、清掃を十分に行い、定期的に保守点検を受けるなどして清潔に保つ。

みなさんも環境保全、廃棄物の適正な管理に取組み、川や海を汚さないようにしましょう。



■問合せ 生活環境課(本庁舎)



行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション

使用済み小型家電品の回収にご協力ください

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

ご家庭で不要になった小型家電(下記の対象品目に限る。)の回収にご協力ください。

こんな小型家電を回収します! (※特定対象品目推奨品)



回収方法はとっても簡単!

◆回収日と回収場所

- ・清洲資源ステーション (清洲庁舎 駐車場内) 毎日回収(年末年始を除く。) 午前9時～午後4時
- ・本庁舎、西枇杷島庁舎及び春日支所 平日のみ回収(年末年始を除く。) 午前8時30分～午後5時15分

◆出し方

- ・各箇所に設置してある「専用回収箱」に入れてください。
- ・回収対象品目については、上記の「特定対象品目推奨品」に限ります。(投入口30センチ×15センチに入るもの)
- ・一度専用回収箱へ入れた小型家電は、取り出すことができません。
- ・個人情報が含まれる場合は、個人情報を消去してから「専用回収箱」へ出してください。
- ・電池(充電式バッテリー)・メモリーカード類は抜き取り、別途処分してください。また充電電池内蔵式の小型家電は放電してから出してください。
※電池(充電式バッテリー)は回収できません。

注意! 次のものの回収は従来どおりです

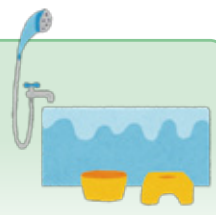
- 家電リサイクル法の対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機) 購入店等に依頼してください。
- パソコン 購入店等に依頼してください。
- ドライヤー、電気かみそり 不燃ごみでお出しください。
- 空気清浄機 不燃ごみでお出しください。(一辺が50センチ以上は粗大ごみ)
- 電気掃除機、炊飯器、電子レンジ 粗大ごみでお出しください。
- 小型充電式電池 家電販売店などの回収ボックスにお出しください。



今月のエコチャレンジ



「シャワーの湯 こまめに止めて 汗流そう」



給湯は、家庭から出る二酸化炭素の約13パーセントを占めます。
 1分間シャワーを流しっぱなしにすると12リットルのお湯を無駄にします。不必要に流したままにしないようにしましょう。
 家族3人が毎日1分間シャワーを短縮すれば、年間約87キログラムの二酸化炭素削減が可能です。(ガス代と水道代で約8,800円の節約)

【出典:エコチャレ手帳2015(愛知県)】

■問合せ 生活環境課(本庁舎)



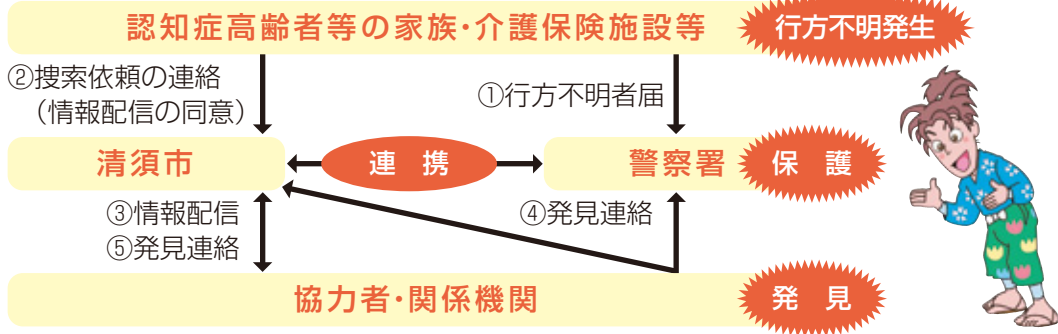
システムへの協力者募集中!

清須市徘徊高齢者検索メール配信システム

登録
無料

このシステムは、市内にお住まいの認知症高齢者等が徘徊により行方不明となった場合に、家族等からの依頼により、その方の身体的特徴や服装等の情報を協力者や関係機関に対してメールで配信するものです。また、近隣市町からの検索依頼があった場合においても、本システムを活用し、同様にメール配信をすることがあります。

清須市徘徊高齢者検索メール配信システム (イメージ図)



登録方法 (徘徊高齢者の検索に協力していただける方)

◆メール受信の登録◆

①以下のメールアドレスに空メールを送信してください。
sousaku.kiyosu-wlf@raiden.ktaiwork.jp



こちらのQRコードからも
メール送信画面に移れます。
ご利用ください。

②メール送信後、返信メールが届きましたら画面の案内にそって登録してください。

届かない場合は、メールの受信設定を確認し、「kiyosu-wlf@raiden.ktaiwork.jp」からのメールを受信できるように設定してください。

◆登録費用◆ 無料(ただしメール送受信や登録用ホームページへのアクセスに要する通信費は登録者負担。)

◆その他◆ メール配信は、平成27年8月からの予定です。メールは送信専用です。返信はできません。

メールの文面例

迷い人についてお知らせします。

年齢80歳くらい、身長160センチ、中肉中背の男性です。服装は白い色の上着、茶色のズボン、黒色の靴を履いています。お心当たりのある方は、西枇杷島警察署(☎052-501-0110)又は清須市役所(☎052-400-2911)までご連絡ください。

協力していただける方が一人でも多く増えることが見守りにつながります。

受信した情報とよく似た方を発見した場合は、西枇杷島警察署(☎052-501-0110)又は清須市役所(☎052-400-2911)までご連絡をお願いします。

■問合せ 高齢福祉課(清洲庁舎)

「第11回市敬老会」開催と 送迎バス申込のご案内

とき 9月15日(火)

受付 午前8時45分～9時30分
開会 午前9時30分

ところ 春日公民館

※荒天の場合は中止します。

対象者 75歳以上(昭和15年12月

31日以前生まれ)の方

★敬老会終了後、引続き市ポラン

ティア連絡協議会による「敬老

ふれあいまつり」を開催します

ので、ぜひご参加ください。

「送迎バスのご案内」

当日は、送迎バスを運行します

ので、利用を希望される方は次の

とおり、お申込みください。

バス発着場 本庁舎・西枇杷島庁

舎・清洲庁舎の3箇所

利用者 9月15日(火)の敬老会に

参加される方で、行き帰りのバ

スに乘車可能な方

「行きのバスの発車時間」

本庁舎 午前8時15分出発

西枇杷島庁舎 午前8時30分出発

清洲庁舎 午前8時30分出発

「帰りのバスの発車時間」

春日公民館 午前11時10分頃

(敬老会終了後帰られる方対象)

春日公民館 午後0時30分頃

(敬老会終了後帰られる方対象)

定員 各発着場20名

申込期間 8月5日(水)～28日(金)

※各発着場の定員になり次第、締切。

申込・問合せ 高齢福祉課(清洲庁舎)

6月議会定例会

■問合せ 議事調査課(本庁舎)

平成27年度清須市一般会計補正予算(第1号)案等4議案を可決

定例会は、6月1日から22日までの22日間の会期で開き、初日に市長提出議案の上げ・説明と、議員発議による『ウイルス性肝炎患者等に対する医療費助成の拡充等に関する意見書(案)』及び『地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書(案)』が上程され、朗読説明がされました。

議案については、11日に質疑が行われた後、各所管の常任委員会に付託しました。

また、同日追加上程された「工事請負契約(本庁舎増築・改修工事)の締結」についても、説明及び質疑の後、所管の常任委員会に付託しました。

最終日には、それぞれの常任委員会の審査結果が委員長から報告があり、採決の結果、全議案を原案どおり可決しました。

なお、『ウイルス性肝炎患者等に対する医療費助成の拡充等に関する意見書(案)』及び『地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書(案)』については、採決の結果、全員賛成で可決しました。

可決された主な議案

- ◆平成27年度清須市一般会計補正予算(第1号)案
- ◆工事請負契約(清須市本庁舎増築・改修工事)の締結
- ◆ウイルス性肝炎患者等に対する医療費助成の拡充等に関する意見書(案)
- ◆地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書(案)

報告案件

- ◆平成26年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- ◆平成26年度清須市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- ◆平成26年度清須市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- ◆尾張土地開発公社平成27年度事業計画及び予算に関する書類について

詳しくは、広報清須8月号折込の「市議会だより第38号」及び市ホームページをご覧ください。

「尾張西枇杷島まつり」

「市民記者がゆく! まちなかWatch 3」

市民記者 中村 秋華

こんにちは。今回は6月のおまつりのお話です。私も「尾張西枇杷島まつり」へ行って参りました。



「尾張西枇杷島まつり」の歴史は古く、もとは天王まつりだったそうです。山車が曳かれる現在の形

になったのは、江戸時代末です。毎年旧暦の6月10日・11日に行われ、町内ごとに商人が山車をつくり、祭りを盛り上げました。美濃路沿いに山車を曳きまわす勇壮な姿が今に伝えられています。

「尾張西枇杷島まつり」といえば、「山車」や「からくり」、「花火」が思い浮かぶと思いますが、おまつりが行われている中には「橋詰神社」や「松原神社」などの神社もあります。

橋詰神社では「虫封じ」が行われており、小さな子供が疳の虫を起さないようお祈りします。人型

の白い紙に願い事を書き、おさい銭を包み、お祈りしてもらいます。願い事は好きな事で良いそうですよ。

松原神社には、立派な提灯がありました。提灯に描かれた絵が一つ一つ違っており、ゆっくりと眺めてしまいました。こちらでは、お祓いをしていただきました。祭囃子を聞きながら、巫女さんの涼やかな鈴の音でお祓いしてもらうと、歴史や文化も感じられ、清らかな気持ちになりました。



松原神社でのお祓いの様子

これからの時期は、お祭りも花火大会も本番ですね。私は、「尾張西枇杷島まつり」で山車や花火だけではない「新しい発見」をするのができました。

みなさんも夏バテに気を付けて、お祭りなどで「自分だけの発見」を探して楽しんでみてください!

行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション